

事業者間の契約に「クーリング・オフ」制度は適用されません！

「クーリング・オフ」って言葉を聞いたことがありますか。

「クーリング・オフ」とは、訪問販売や電話勧誘販売などで契約してしまった後でも、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度です。契約が成立した後は、お互いに契約を守らなければなりません。これに例外を設けたのが「クーリング・オフ」制度です。

ただし、この「クーリング・オフ」制度は一般消費者と事業者との契約が対象です。農家等の事業者の方が事業用に締結した契約（リース契約や売買契約等）は、基本的には適用されません。

後々のトラブルを防止するため、契約内容を十分に理解してから契約しましょう。

(事業者の例)



農 家



アパート経営者

東三河県民相談室 〒440-8515 豊橋市八町通5丁目4番地
東三河県庁（東三河総合庁舎1階）
電話：(0532)-52-7337 F A X：(0532)-52-7388